

平成 22 年 6 月 1 日現在

研究種目： 基盤研究（B）
 研究期間： 2007～2009
 課題番号： 19330024
 研究課題名（和文） 憲法規範における環境関連規定のあり方に関する比較法的分析
 研究課題名（英文） The International Comparison between the Provisions about
 Environmental Protections in Modern Constitutions in the World
 研究代表者
 高橋 滋（TAKAHASHI SHIGERU）
 一橋大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号： 30188007

研究成果の概要（和文）：

憲法における環境関連規定の在り方につき、わが国において憲法改正の動きも前提として活発な法律上の議論が行われ、さらにそれらの議論が沈静化した現状を踏まえつつ、学問的議論を比較法的に深めた。特にドイツ、フランス、その他EU諸国並びにアメリカにおける環境権規定及びこれに関する議論を詳しく分析し、その結果、環境保護について憲法的価値を認めるとしても現実には多くの限界があり、環境意識、環境保護に資する特別な訴訟制度の充実等が必要であることが確認された。

研究成果の概要（英文）：

There were many legal discussions about the possible provisions about environmental protections in constitutions in recent years in Japan which were sometimes connected to the movements towards constitutional reform. This research is based on the situations which include cooling down of those discussions. We carefully examined the current legal discussions in Japan and the foreign countries such as Germany, France, other EU countries and the United States regarding the environmental provisions in constitutions. As a result, we have found that there are many problems admitting constitutional values in environmental protections and therefore the enrichment of special legal proceedings which contribute to environmental protection and environmental recognition is necessary.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,900,000	870,000	3,770,000
2008年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2009年度	2,300,000	690,000	2,990,000
年度			
年度			
総計	8,000,000	2,400,000	10,400,000

研究分野： 行政法、地方自治法、環境行政法、科学技術安全法

科研費の分科・細目： 法学・新領域法学

キーワード： 環境権、環境規定、EU、アメリカ、憲法改正、環境行政

1. 研究開始当初の背景

平成 18 (2006) 年前後、憲法における環境関連規定の在り方について活発な法律上の議論が行われた。それらの議論においては、たとえば環境法学、憲法学の観点から憲法に環境関連規定を盛り込むことの意義、必要性、規定の在り方になどが問題とされた。同時期には憲法改正も問題となり、憲法改正案が各党において作成され、憲法改正の発議の手続き等を規律する「国民投票法」に関する具体的な審議が開始されるなど政治的な動きも活発化していた（同法は、平成 19 (2007) 年 5 月 18 日に「日本国憲法の改正手続に関する法律」(法律第 51 号) として成立した)。このような憲法改正の動きを受けた、日本国憲法が実際に改正された場合に、どのような環境権規定を盛り込むべきかについての目的志向の強い議論は、憲法改正について一定の蓋然性を伴った時期に行われたものでもあり、学問的に議論を深化させるうえでの一定の困難さを伴ったものであった。

2. 研究の目的

本研究は、諸外国における環境規定のあり方及びこれに関する議論を詳しく分析することにより、憲法規定を設けることそれ自体の可否を含めて、客観的な分析と適切な提言を行おうとするものである。わが国においては、憲法改正の動きをうけて、日本国憲法が改正された場合に、どのような環境権規定を盛り込むべきかについて目的志向の強い議論がなされた。

このように憲法改正関連論議が盛んになされたが、環境権については、改正をめぐる政治的な議論の影響を受け、十分に議論を深めることが困難な状況が過去にあった。本研究は、現実の憲法改正論(9 条論・改正の限界論)とは離れて、わが国の環境政策の展開に際して、憲法レベルにおいてどのような作業が必要・望ましいのかについて、学問的に貢献しようとするものである。

すなわち、現在の政治状況は、憲法における環境関連規定が活発であった当時と異なり、憲法改正が現実の政治的日程として議論される状況にはない。このような状況の変化、すなわち憲法改正が現実の政治日程にのぼる可能性が遠のいた現状こそ、これまでのわが国における議論の客観的分析も含めて、「憲法における環境関連規定のあり方」に関する議論を深めるにふさわしい時期である。このような認識の下、本研究は、比較法的に憲法における環境関連規定の分析を通して問題を客観的に解明することを目的とする。

憲法典における環境関連規定のあり方は、各国において様々である。ドイツ等においては、憲法典に環境保全を国家目標として取り込む例もあり、EU における憲章条約においても、現在は、この方式が採用されている。他方、東欧・北欧諸国において、環境権を人権規定として保障している例もある。

そこで、憲法において環境関連規定を定めることを議論する際に、環境権として定めることが適当か、それとも国家目標規定として定めることを考慮すべきかについて比較法的に分析した。

また、これまでの研究の範囲は、ドイツ・フランス等の憲法典時における議論にとどまるものであった。したがって、実際に憲法に環境関連規定の導入が図られたドイツ、フランスにおいてその後の議論はどのように進展したのか、実際の環境保護の状況はどうなっているのかについて詳しく分析した。

また、アメリカにおいても憲法において環境関連規定をどのように導入するべきかについては議論がなされ、日本におけるそれらの議論の紹介も存在したが、それらは主として 1970 年代のものにとどまり、最近の憲法における環境関連規定に関する問題状況については紹介がなされていないため、アメリカにおける最新の議論も分析した。

以上を踏まえて憲法に環境関連規定を設けるとして、その具体的規定態様、具体的規定内容につき、憲法規定を実際に設けること自体の是非も含めて適切な提言を行った。

3. 研究の方法

(1) 国内の議論の分析

国内において既に行われた類似の研究について論じられた論点の整理、分析を行った。わが国におけるこれまでの法的議論の分析は、常に変化しうる現状における問題を踏まえつつ、憲法学、環境法学、行政法学に共通した問題を意識しつつ詳細に行った。

(2) ドイツ、フランスにおける議論の分析

ドイツ・フランスについては、これまで比較的詳しい紹介がなされ、議論の分析についても一定の蓄積が存在した。それら邦語文献と新たな文献を補完しつつ、論点とともに新たに調査すべき文献、課題を確定し、最新の文献とともに議論を法的に分析した。

(3) アメリカにおける議論の分析

これまでに紹介された邦語文献の分析も踏まえつつ、アメリカにおける連邦憲法への環境権規定の導入をめぐる議論の分析—アメリカ連邦憲法に環境権規定を導入することについての議論につき、米国の判例ならば

に学術論文を踏まえて詳細に検討した。

(4) EU憲法ならびにEU諸国における環境関連規定の分析

日本における改正論議および欧州諸国の憲法における環境保護の憲法規定化を踏まえて、現行の日本国憲法における総合的な環境保護に関する比較法的考察を行うために、EU構成諸国並びにEU憲法における環境関連規定の選択肢について考察を行った。

海外研究協力者のリューネブルク大学 ヨアヒム・ザンデン (Joachim Sanden) 員外教授と緊密な連携を図り、EUとその加盟国における環境憲法上の問題について詳細な分析を行った。

(5) 日本における議論、ドイツ、フランス、アメリカその他EU諸国における議論を踏まえた比較法的分析

上記(1)～(3)における議論を踏まえて、憲法に環境関連規定を設けることの意義、問題点などにつき、実際に環境関連規定が設けられているドイツ・フランスなどにおける問題点を踏まえつつ、詳細に検討した。

(6) 研究会の開催

「憲法規範における環境関連規定のあり方に関する比較法的分析」に関して、独・仏・米における議論並びにそれらの国の議論と日本の議論との比較につき、日本国内において研究会を3カ月に一度開催した。研究代表者ならびに研究分担者 (H20-H21: 連携研究者) の岡森識晃・甲南大学法学部准教授、小舟賢・広島修道大学准教授と研究協力者の寺田麻佑・一橋大学大学院博士後期課程が参加した。

また、海外研究協力者であるリューネブルク大学 Sanden 員外教授を日本に招聘し、共同の研究会を開催するとともに、ドイツの環境権規定のあり方・ドイツ環境法における統合的環境規制につき議論を行った。

(7) ドイツ・EUに関する調査訪問

ドイツにて研究代表者が海外研究協力者のリューネブルク大学 Joachim Sanden 員外教授と意見交換し、また、研究成果の内容につき調整するための会議を行った。また、フライブルク大学 Mat Lehbinder 教授と、環境上の権利と憲法上の規定化との問題につき、法社会学的見地よりの意見の聴取を行った。

4. 研究成果

各研究の成果として、ドイツにおいては、基本法の20a条に定められた環境保護規定の判例における適用の具体例に乏しく、今後の判例の展開を待つ必要があること、フランスにおいては、現時点で憲法院判例を通じ環境憲章の実効性が図られているとは言い難い現状にあること、アメリカにおいては、環境権規定は一部の州憲法に見られるものの連邦憲法には規定がなく、一部の州憲法の改正

を超えて連邦憲法へ環境権規定を導入しようとする活発な動きはみられないことが確認された。また、EU諸国等の憲法規定の比較研究ならびにアメリカの研究から、一口に環境関連規定といってもその種類は様々であり、各国(及びアメリカの州)はそれぞれの国に異なる歴史、政治状況、法思想、経済上の背景から、それぞれのタイプの環境関連規定を憲法規範に取り込んできたことが確認された。

より具体的には、以下の研究成果を確認することができる。

(1) ドイツ

ドイツにおいては、1994年の基本法改正により20a条に環境関連規定が挿入されたが、憲法典に環境関連規定を導入しようという動き自体は1970年代初頭から始まっており、当初においてこそ環境基本権を導入すべきことが提案されていたものの、既存の基本権体系に合致しない等の理由からこの構想はすぐに下火となり、以降国家目標規定タイプでの導入についての議論に収斂した、という経緯があることを確認した。

その上において、ドイツにおいて導入された環境関連規定について検討を行い、この規定は環境保護の国家目標として定められており、それは決して単なるプログラム規定にとどまるものではなく、拘束力のある憲法上の目標規定であり直接適用される法であることを確認した。ただ、この規定は不明確であるため、立法者、執行権及び裁判による具体化が必要とされており、とりわけ立法者による具体化が第一義的に求められ、そこには広範な裁量・形成自由が認められていることを確認した。そして、そのような広範な立法裁量が認められるとされる同規定において、これでは実質的に固有の規範的な内容が失われてしまうとの懸念から、解釈論によって一定程度の保護内容・保護水準を導き出そうとする様々な試みが、同規定が制定された後のドイツ学界にてなされたことを紹介した。しかしながら、同規定が他の基本権との関係で問題となった二つの憲法判例(砂利採取不許可補償事件および狩猟法所有権規制事件)を例に取り上げて検討したところ、これら二つの判例においては、必ずしも同規定が判断における直接の決め手となったとは解しがたいことを指摘した。

このようにドイツにおける同規定の実質的な規範内容を解釈論によって導き出そうと学説上様々な試みがなされてきたにもかかわらず、これまでの同規定に関わる判例においては、同規定が直接の決め手となって違憲判断がなされた例は特に見あたらないこと、また、同規定をめぐる学説上の議論も、制定前後における盛り上がりから現在は収束に向かっていることを明らかにした。他方、

については、ドイツ・フランスの例にみられるように、立法との関係において環境保護の見地から立法がなされなければならないことが明確化されるという環境保護の憲法的価値としての認知があげられる。しかし、環境関連規定を「環境権条項」として位置付けることに関しては、環境権を実体的権利として位置付けたとしても、その法的性格・享有主体などにつき人格権の存在と重なる内容となるならば特に導入の意義は少なく、疑問があるとの分析がなされた。

これに対して環境関連規定を国家目標・国家義務規定として位置付けることに関しては、より問題は少ないと考えられるものの、ドイツ等の諸外国の経験と照らし合わせても、国家義務の履行・国家目標の達成を制度的に促進する法的枠組みが合わせて確立されない限り、立法・司法に対する影響は極めて限定的なものとなる。そこで、たとえば市民訴訟に関する制度的な規定を設けるなどの具体的施策が必要とされる。もっとも、憲法における環境関連規定として国家目標的規定を定めるとしても、具体的な施策・制度に関する規定については、環境法領域の基本的な枠組みを規律する法律のなかに盛り込むことが適当である。

もっとも、憲法改正は、すぐれて政治的な決断であるため、以上の研究の成果は、以下の研究発表論文等にも述べられているように、そのような決断をわが国の政治状況、憲法現実のなかで好ましいものとして採用すべきか否かにつき、個々の国民の責任に委ねられるべき性質のものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

1. 高橋滋・岡森識晃・小舟賢・寺田麻佑、座談会「憲法における環境関連規定のあり方―共同研究の締め括りに際して」、季刊環境研究、査読無、No.157、2010、印刷中

2. ヨアヒム・ザンデン著・小舟賢訳、「欧州憲法の構造における環境基本権、環境国家目標規定ならびに環境基本義務―日本の憲法との比較考察 (抄訳)」、季刊環境研究、査読無、No.157、2010、印刷中

3. 高橋滋、「憲法規範における環境関連規定のあり方に関する比較法的分析―特集にあたって」、季刊環境研究、査読無、No.156、2010、pp.166-169

4. 岡森識晃、「フランス環境憲章をめぐる議論の動向」、季刊環境研究、査読無、No.156、2010、pp.170-181

5. 小舟賢、「ドイツ基本法における環境保護規定」、季刊環境研究、査読無、No.156、2010、pp.182-189

6. 小舟賢、「附論：日本における憲法と環境規定をめぐる議論―ドイツ法との関係から」、季刊環境研究、査読無、No.156、2010、pp.211-216

7. 寺田麻佑「米国連邦憲法・州憲法における環境保護規定」、季刊環境研究、査読無、No.156、2010、pp.190-210

8. Joachim Sanden, “Umweltgrundrechte, Umweltstaatszielbestimmungen sowie Umweltgrundpflichten im Gefüge der Europäischen Verfassungen – Vergleichende Überlegungen mit Blick auf das japanische Verfassungsrecht “, Hitotsubashi Journal of Law and Politics 査読無、Vol.38, 2010, pp.31-146

9. 高橋滋、「土壌汚染対策法の改正の論点」、ジュリスト、査読無、1382号、2009、pp.48-55

10. 岡森識晃、「フランスにおける環境憲章の実効性をめぐる議論の動向」、自治研究、査読無、1013号、2008、pp.128-145

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 滋 (TAKAHASHI SHIGERU)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30188007

(2) 研究分担者 (H19)

岡森 識晃 (OKAMORI SHIAKI)
甲南大学・法学部・准教授
研究者番号：00411835
(H20-H21：連携研究者)

小舟 賢 (KOBUNE MASARU)
広島修道大学・法学部・准教授
研究者番号：30454870
(H20-H21：連携研究者)

(3) 研究協力者

寺田 麻佑 (TERADA MAYU)
一橋大学・大学院法学研究科・博士後期課程

ヨアヒム ザンデン (JOACHIM SANDEN)
リューネブルク大学・員外教授